

北京+25 レビュー:ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの促進に関するアジア太平洋宣言 (仮訳)

2019年11月29日

序文

1. 我々、アジア太平洋経済社会委員会の加盟国及び準加盟国の大臣及び代表は、2019年11月27日から29日までバンコクで開催された北京+25レビューに関するアジア太平洋閣僚会合に集まり、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成を加速させるための取組とアジア太平洋地域における平等な未来のための女性の人権を確保することを約束(コミット)する。
2. 1995年の北京宣言及び行動綱領並びにその報告、持続可能な開発のための2030アジェンダ、加えてジェンダー平等並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントの達成に向けた約束(コミットメント)を再確認する。これらは女性の人権を確保するものであり、関連する政府間及び国連のサミット及び会議並びにこれらのサミット及び会議に対する地域の及びグローバルなフォローアップにおける成果である。これにより、ジェンダー平等と持続可能な開発とを相互に補強し合う形で結び付けるための堅固な基盤が固められている。
3. 女子差別撤廃条約、児童権利条約及びその選択議定書並びに経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、障害者権利条約等の関連する規約や条約が、国際的な法的枠組みと、ジェンダー平等並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントを実現し、あらゆる年齢の女性及び女児があらゆる人権及び基本的自由を完全かつ平等に享受できるようにするための包括的な一連の手段とを提供するものであることを重ねて強調する。
4. 世界人権宣言、女性に対する暴力の撤廃に関する宣言、ウィーン宣言及び行動計画、国際人口・開発会議行動計画並びに人権に関連するその他の国際文書の重要性を、再確認する。これらは普遍的であり、不可分であり、相互に依存しており、相互に関連しているとみなされている。また、相違ある男女が平等な権利を持つことの重要性についても再確認する。そして、全ての国が、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上又はその他の意見、出身国又は社会的出身、財産、門地、障害又はその他の地位によっていかなる区別もすることなく全員に対して人権及び基本的自由を保護及び促進する責任を持つことを強調する。
5. 女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議第 1325 号(2000)(2000年10月31日)、第 1820号(2008)(2008年6月19日)、第 1888号(2009)(2009年9月30日)、第 1889号(2009)(2009年10月5日)及び第 1960号(2010)(2010年12月16日)並びに子供と武力紛争に関する関連する全ての安全保障理事会決議を想起する。これには、武力紛争及び紛争後の状況に関する決議第 1882号(2009)(2009年8月4日)及び第 1998号(2011)(2011年7月12日)が含まれる。
6. 北京宣言及び行動綱領と持続可能な開発のための 2030 アジェンダとの間の相乗効果を改めて確認する。
7. 女性が開発の担い手として欠かせない役割を果たすこと、人類の半分が完全な人権及び機会を否定され続けている状態では、人間が最大限の能力を発揮し持続可能な開発を達成することはできないこと、持続可能な開発目標は全ての国及び民族並びに社会のあらゆる区分について達成されるべきであることを認識する。
8. アジア太平洋地域において、特に法律、規則及び政策の枠組みの策定、採択及び実施に関して政府によりジェンダー平等並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントが進められていることを認識する。

9. 農村漁村に住む者も含めた女性及び女児の利益、ニーズ及びビジョンを、持続可能な開発のための2030アジェンダを始めとする地方の、国の、地域の及び国際的なアジェンダに取り入れるに当たり、女性組織及び地域に基礎を置く組織、フェミニスト団体、女性の人権を擁護する者、女児及び若者が率いる組織並びに労働組合を含む市民社会による大きな貢献を歓迎する。また、ジェンダー平等並びに女性及び女児のエンパワーメントを達成する措置の実施に当たって、開かれた、包摂的で透明性のある関わりを市民社会と持つことの重要性を認識する。

10. アジア太平洋地域における社会の大きな潮流に留意する。これには、国内及び国家間格差の拡大、未曾有の速度で進む人口の高齢化、ユースバルジ、無計画で急速な都市化、移住の規模と多面的な性質、非公式及び非標準的な形態による雇用率の高さ、技術の進歩、若者の失業率の高さ、気候変動、極端な気象事象の強度及び頻度、災害及び環境悪化、暴力行為の増加及び過激主義の台頭が含まれ、その全てが女性及び女児に対し、異なった不均衡な影響を与える。

11. 地域内において進捗状況に差があること、複数の交差的形態の差別、女性及び女児の搾取、疎外、抑圧及び隷属状態が未だに残っており、女性及び女児がより危険な状態に置かれていることに懸念を表明する。持続可能な開発目標を達成し、差別を受けずに人権の完全な享受を達成するため女性及び女児を保護し女性及び女児の能力を高めるため、アジア太平洋地域において適切な措置を講じるよう求める。

12. 地域における包摂的で持続可能な開発を揺るがす資源、機会並びに情報及びサービスへのアクセス並びにそれらの管理における不平等や、特に、女性の労働参加率が低くとどまり続けており、非公式経済で働くのは女性に偏っており、女性が無償ケア労働を不平等に担っていること、ジェンダーに基づく暴力及び有害な慣習が蔓延していること、質の高い保健サービスへのアクセスが不十分であること、そして、意思決定の場における代表者や参加者が少ないこと、といった交差的形態の障壁及び多くの国で根底に根強くあるジェンダーに基づく不平等、並びに全ての女性及び女児に対するジェンダーに基づく暴力及び差別への取組が急務であることを強調する。

行動への呼びかけ

13. アジア太平洋諸国政府に対し、必要に応じて関連する全てのステークホルダーの支援を受けつつ、2030年までに平等な未来を実現するため女性が人権及び基本的自由を平等に享受できるよう取組を強化することを求める。これは、以下の取組を通じて行うこととする。それらは、国際人口・開発会議行動計画及び北京行動綱領に則り、公平で包摂的な開発、性と生殖に関する健康と権利という広い範囲を包含する局面の下で、大きく次のようにまとめられている。繁栄の共有及び働きがいのある人間らしい仕事。貧困撲滅、社会保護及び社会・公共サービス。暴力、偏見、有害な固定観念及び否定的な社会規範からの自由。参加。社会的対話、説明責任及びジェンダーに配慮した制度。平和で包摂的な社会。環境保全、気候に関する行動及びレジリエンス構築。データ及び統計。連携並びに地域協力及び地域協調。

公平で包摂的な開発、繁栄の共有、働きがいのある人間らしい仕事

14. 女性の経済的エンパワーメント及び公式経済への女性の完全な統合を確保する。とりわけ次のような方法によって、非公式経済における女性労働者に対しても社会的及び法的保護を拡大する。

- (a) 第3回開発資金国際会議のアディスアベバ行動目標に沿い、持続可能な開発のための 2030 アジェンダに従って、全ての人、特に貧困の中で暮らす女性及び女兒や脆弱な立場にある女性及び女兒が、包摂的な経済成長及び開発の恩恵を受けられることを確保する。
- (b) 全ての女性がライフサイクルを通じて教育、働きがいのある人間らしい仕事並びに十分な生活水準のための賃金、同一価値労働同一賃金及び農山漁村の女性も含め制約のない労働環境といった良好な労働条件、並びに教育及び職業の選択肢並びに科学、技術、工学及び数学、情報通信技術、クリーンエネルギーといった新興分野及び成長している経済部門へのキャリア形成を多様化する平等な機会を得られることを確保するため、適切な措置を講じ、障害を除去する。
- (c) 法律及び規制の枠組みを制定及び施行する。同一労働同一賃金又は同一価値労働同一賃金の原則を維持することで、実質的平等を確保する環境及び政策を実現する。特に労働の世界において、労働の搾取や女性に対するあらゆる形態の暴力を含め、女性に対する差別を禁止し、就業の実態や場所にかかわらず全ての労働者を保護する。また、司法及び法的支援への平等なアクセスを確保する。
- (d) ジェンダー平等への貢献を認識し、政府が、労働の世界における女性及び女兒に対する暴力及びハラスメントの撤廃を目指した、関連する国際条約を署名及び批准することを奨励する。
- (e) 特に女性起業家が事業を始め、運営し、拡大できるようにするため、サプライチェーン全体において、女性の金融包摂及び金融リテラシー並びに公式な金融サービスへの平等なアクセスを推進する措置を講じる。これには、金融包摂戦略、政策及び法律を採用する又は見直す、商業銀行システム及び送金サービスの供給業者が女性により良いサービスを提供するよう奨励する、女性が所有する事業及び女性が率いる事業に対する民間投資の増加を奨励する、女性が二重の負担を負う結果となり得るマイクロクレジットの仕組み等の一部金融サービスやジェンダーに配慮したマクロ経済政策によって意図しない結果となった場合の取組についても考慮することを確保しつつ、革新的なツール及びプラットフォームの使用を奨励するなどの方法がある。
- (f) 民間部門が、信頼できる一貫したパートナーとして開発プロセスに関わり、経済及び金銭面のみならず、開発、社会、人権、ジェンダー及び環境面における事業の影響を考慮して、社会的責任及び説明責任を負うよう促進する。これには、ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施、労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言、並びに労働、環境及び衛生基準といった原則や枠組みを尊重するなどの方法がある。
- (g) 国としてジェンダーに配慮した移民政策及び法律を採用及び実施して、可能であれば女性移民労働者の労働市場への安全な統合及び社会保護へのアクセスを推進し、帰国した移民女性及び女兒の出身地方のコミュニティへの持続可能かつ安全な再統合を支援することにより、世界経済の成長及び持続可能な開発に対する移民、特に女性移民労働者の貢献を認識する。

- (h) 先住民の女性を含む農山漁村及び僻地の女性が果たす、貧困を撲滅し、持続可能な農業及び農村漁村開発並びに持続可能な漁業を強化する不可欠な担い手としての重要な役割及び貢献を認識する。
- (i) 様々な部門における革新的な労働アプローチを認識しつつ、小自作農、畜産及び漁業を含む多様な経済活動を支え、生産能力の向上及び収入増加を確保する政策を強化する。また、食糧安全保障及びレジリエンスの強化、リスク管理並びにそうした活動における女性の役割及び有意義な参加を支える政策についても強化する。これには、いかなる区別も設けてはならず、女性が直面する複数の交差的な形態の差別及び障壁に取り組む、とりわけ、土地資源、海洋並びに農業及び漁業技術の平等な利用、管理及び所有、並びに女性によるイノベーション及び女性が率いる新興企業を支援するなどの方法がある。
- (j) とりわけ非公式経済の統一的な定義を作成すること及び非公式経済における労働者の労働安全衛生を推進することを通じて、公式経済の仕事が非公式化するのを防止するため、不公正で安全を欠き、不健康な労働条件に取り組むため、また、全ての女性及び女兒に大きな影響を与える家庭内労働に従事させる目的で行われるあらゆる女性及び女兒の人身取引に対応するため、適切な措置を講じる。
- (k) 働きがいのある人間らしい仕事へのアクセス、教育訓練、賃金の改善、社会保護及び質の高い保育を含む、女性の非公式な雇用から公式な雇用への移行を加速させる取組を強化する。
- (l) あらゆる年齢の女性が不均衡に負担している無償のケア及び家事労働を減らして再配分し、ケアを担う者のニーズ及び利益を反映する政策の意思決定に当人が代表として参加することを確保するため、取組を加速させる必要性を認識する。さらに、そうしなければ、移民労働者を含む非公式な家事労働に従事する女性が必然的に不安定な環境に置かれることを認識する。
- (m) 家庭を基盤とする労働及び自営労働、季節契約による労働及びパートタイム労働、中小零細企業における労働、農業及び漁業部門における労働等を含む、非公式の有償労働において雇用されている女性の公式な雇用への移行を促進する。

15. 女性の自立性を高め収入を増やす生産資源へのアクセスを増やし、女性のための短期的及び長期的な賃金雇用の機会を創出する。

- (a) ジェンダーに配慮した女性の採用、特に上級レベルにおける適時の昇進、経営陣による差別的態度の撤廃を奨励し、女性の参加を増やす。
- (b) 金融サービス、ツール及びその他の特別仕様のプラットフォームへのアクセスによって、障害のある女性が非公式及び公式経済に参加するに当たって支援を受けられることを確保するため、あらゆる適切な措置を講じる。
- (c) 特に発展途上国において、経済的及び社会的開発の完全な達成を妨げる、国際法及び国連憲章に準拠しないあらゆる一方的な経済的、金銭的又は取引措置の公布及び適用を控える。

16. 貧困及び不平等と闘うに当たって、女性を主要な貢献者かつ不可欠な担い手として認識し、とりわけ次のような措置を講じることで、ジェンダーに配慮した包摂的な社会保護制度、公共サービス及びインフラを確保する。

- (a) 包摂的でジェンダーに配慮し年齢に適した社会保護システム及び制度並びに社会保護の土台、並びに適切に連携し十分な資源を持つ公共サービスへのアクセスを構築し、強化する。それにより、差別やいかなる形態の社会的偏見も受けることなく、あらゆる年齢の全ての女性及び女兒が社会保護及び収入保障に全面的にアクセスできることを確保する。また、国民全員を対象にすることを目指し、より高い保護のレベルを漸進的に達成するための措置を講じる。
- (b) 特に、一部の先住民女性及び女兒、障害のある女性及び女兒、移民の女性及び女兒並びに農山漁村の女性及び女兒について出生登録率が低くなっていることを踏まえ、全ての人権を実現するためには出生登録が極めて重要であることに留意する。出生登録のない者は全て、疎外、排除、差別、暴力、無国籍、搾取及び虐待に対して脆弱である可能性があることに対し、更なる懸念を表明する。また、全ての出生が登録され、婚姻についても適時に登録されるよう確保することが極めて重要であることにも留意する。これには、登録へのアクセスを妨げる物理的、事務的、手続的及びその他の障壁を除去する、出生及び慣習による結婚や宗教婚を含む婚姻を登録する仕組みがない場合にそうした仕組みを導入するなどの方法がある。
- (c) 定期的及び緊急時に公共サービスへアクセスできることを確保するため、特に農山漁村、僻地及び先住民の女性が直面する地理的及び制度的障壁といった、女性及び女兒によるサービスへのアクセスを制約する障壁を特定し除去する。
- (d) ジェンダーに基づくリスクの透明性のある評価及び既存の社会保護の仕組みから女性及び女兒が排除されていることについての分析を通じて、また、ジェンダーに配慮した計画及び予算編成を通じて、そして監視、評価及び説明責任の仕組みを強化することによって、ジェンダーに配慮した参加型の社会保護、公共サービス及びインフラプログラムの設計及び実施を促進する。
- (e) 公共サービスが安全であること、全ての女性及び女兒にとって協力的な環境が利用可能であり、アクセス可能であり、手頃な価格であり、ジェンダーに配慮されたものであり、文化的に適切なものであり、その高い質が維持されていることを確保する。
- (f) 利用可能であり手頃な価格の保育及びその他の支援サービスなどを通じて、男女間における平等な責任分担に寄与する投資を優先する。

17. 公共空間の計画及び使用、スマートシティの設計及び開発、コミュニティ及び農山漁村、並びにインテリジェントモビリティの計画プロセスに、ジェンダーの視点を取り入れる。女性及び女兒の移動及びエンパワーメントを促進し、都市部、農山漁村及び周辺部の公共交通機関が、陸上及び水上の交通システム及びインフラを含め持続可能であり、利用可能であり、安全であり、手頃な価格で利用でき、ジェンダーに配慮したものであることを確保する。

18. ジェンダーに配慮した質の高い保健サービスに全員が公平にアクセスでき、質が高く、必要不可欠であり、手頃な価格であり、効き目のある薬を全ての人が手にできる、国民皆保険という目標に向けた進捗を加速させる。

19. 社会保護の提供などを通じて、保健サービス及び薬の利用者が金銭的困窮に陥らないことを確保しつつ、あらゆる年齢の全ての女性及び女兒に対する皆保険を実現するという目標の達成に向けた進捗を加速させる。

20. HIV 及び AIDS について予防、治療、ケア及び支援に全員がアクセスできる状況を達成し、HIV に配慮した社会保護施策を提供するため、取組を強化する。これには、現金給付や、必要に応じて、重感染を含む HIV 及び AIDS 並びにその他の性感染症を抱えて生きている、そうした疾患のリスクを抱えている、又はそうした疾患に冒されている全ての女性及び女兒に医療ケア、教育、住居及び雇用を確保するその他の多部門にわたるプログラムが含まれる。また、HIV を抱えて生きるあらゆる年齢の女性による積極的かつ有意義な参加、貢献及びリーダーシップ、並びに HIV 及び AIDS 対応を促進する。

(a) 国際人口・開発会議行動計画、北京行動綱領及びこれらのレビュー会合の成果文書に則り、性と生殖に関する健康と権利へのアクセスを全員に確保する。

(b) 女性の権利には、国際人口・開発会議行動計画、北京行動綱領及びレビュー結果に則り、性と生殖に関する健康と権利を含め、女性が性に関する事項について、強制、差別及び暴力から自由な状態で管理でき、自由に責任を持って決定できる権利が含まれることを認識する。これは、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの達成に寄与するものである。

(c) 女性に対するあらゆる形態の暴力及び児童婚、若年結婚及び強制婚並びに女性性器切除といった有害な慣習を防止し終息させることを目指した法律及び政策を制定及び施行することで、また、既婚の女兒、妊娠した女兒、母親となった女兒及び非公式な結婚をしている女兒に支援を提供することで、女兒が生存し、保護され、発育し、前進することを確保する。

(d) 暴力の被害者である女性及び子供のための必要不可欠な段階として、メンタルヘルスの問題に取り組む。

(e) 国際人口・開発会議行動計画及び北京行動綱領に則り、家族や法定後見人の適切な支援を受けつつ、利用可能な保健サービス、予防医療に関する情報、並びに性と生殖に関する健康と権利について意識を高め、女性及び女兒に情報提供を行うため、全国及び地方メディア、主流の放送及び活字メディア並びに電子デジタルメディアを含む、メディアの利用を強調する。

21. あらゆる年齢の女性及び女兒、特に最も取り残されている者について、とりわけ次のような方法により、あらゆる段階の教育を受ける権利を促進し尊重する。

(a) 全ての女性及び女兒が教育を受ける権利を確保する。差別的な法律及び慣習を撤廃し、無償で質の高い平等な初等中等教育及び手頃な価格の生涯学習を含む利用可能で、包摂的で、公平かつ非差

別的な、質の高い教育を全員が受けられるようにし、質の高い公的教育システム及びインフラに投資することで、国内法と整合性のある形で、あらゆる段階において格差を解消する。

- (b) 特にビジネス、通商、管理、経営、情報通信技術、科学、技術、工学、人文科学及び数学並びにその他の新技術について、あらゆる段階における質の高い包摂的な教育訓練へ平等にアクセスできると、そしてあらゆる段階において男女格差が撤廃されることが、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び貧困撲滅並びに女性が開発に全面的かつ平等に貢献し、開発の恩恵を受ける平等な機会を与えられるために必要不可欠であることを再確認する。
- (c) 教育機関におけるあらゆる形態の暴力を撤廃する適切な措置を講じることにより、女兒の教育の価値を軽視し教育及び雇用機会への女性及び女兒の平等なアクセスを妨げるカリキュラム、教授法及び教育資源並びにその他の指導用教材を含む教育システムにおける変化する否定的な社会規範及びジェンダー固定観念に取り組む。
- (d) 女性及び女兒、特に農山漁村、移民、障害者、先住民女性の開発への積極的な参加並びにあらゆる段階におけるガバナンス及び意思決定への女性の積極的な参加を可能とするため、能力開発及び生涯学習機会等を通じ、教育又は失業状態から労働への効果的な移行を推進する。
- (e) 構造的障壁、ジェンダー固定観念及び否定的な社会規範に取り組むこと、労働市場及び教育訓練への女性の平等なアクセスを促進すること、科学、技術、工学及び数学並びに情報通信技術といった新興分野及び成長している経済部門において女性が教育及び職業の選択肢を多様化できるよう支援すること、並びに女性労働者の多い部門の価値を認識することにより、職業分離を撤廃する。

暴力、偏見、有害な固定観念及び否定的な社会規範からの自由

22. 全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力を強く非難する。女性及び女兒に対する暴力は、歴史的及び構造的な不平等並びに男女間における不平等な力関係に根差すものである。公的及び私的領域における、女性及び女兒に対する性的及びジェンダーに基づく暴力は、ジェンダー平等並びに女性及び女兒のエンパワーメントを達成するに当たって大きな支障となること、女性及び女兒が全ての人権及び基本的自由を完全に享受するのを侵害及び妨害、又は無効とするものであることをあらためて強調する。とりわけ次のような方法により、全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力及び差別を防止及び撤廃する取組を強化する。

- (a) 女性及び女兒の司法への平等なアクセス並びに効果的な救済措置を確保するため、法律を実施する法的システム及び機関の能力を強化することにより、女子差別撤廃条約、児童権利条約、並びにその他の関連する地域的及び国際的な人権に関する義務及び人権条約を基準として、法律を見直し、改正、制定及び施行する。それに当たっては、あらゆる形態の差別、女性及び女兒に対する暴力、並びに婚姻における女性の不平等な地位、児童婚、若年結婚及び強制結婚、女性性器切除、女兒殺し、セクシュアルハラスメント並びにデジタル環境を含む公的及び私的領域両方における被害者の非難といったその他の有害な慣習を防止及び撤廃するための家族向け政策を含む、刑事司法部門外における法についても考慮する。

(b) デジタル環境を含む公的及び私的領域において女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止及び撤廃し、司法へのアクセスを確保する関連政策を採用、実施、監視及び評価する。これには、完全な訴追を可能とするジェンダーに配慮した警察捜査サービスを確保する、被害者、サバイバー及び目撃者に対する質の高い保護及び支援サービスを提供する、女性及び女兒に対する暴力のデータ収集及びエビデンスを強化する、通報率を改善する、通報から有罪に至る過程での高い減少率取りに組む、必要な場合は女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力に関する刑事法及び手続を強化する、女性に対する暴力を永続させているジェンダー不平等の意識に対抗するなどの方法があり、被害者及びサバイバーのための社会及びケアサービスへ偏見なくアクセスできるようにすること、地方のコミュニティと協議の上で編み出された文化的に適切な介入を行うことを含む、防止、保護、救済、社会復帰及び効果的な是正に焦点を当てる。

(c) 国内における及び国境を越えたあらゆる形態の人身取引と闘いそれを撤廃するため、また、匿名性及び被害者の個人情報保護の必要性を認識しつつ、人身取引の被害者に対し、アクセス、必要な場合は保護、社会復帰、帰還及び再統合支援を提供するため、必要に応じて、包括的な反人身取引法と規制の枠組み及び戦略を、ジェンダー、年齢、文化及び障害に配慮した方法で考案、強化及び実施する。オンライン及びオフラインでの性的搾取並びに強制労働を含むあらゆる形態の、特に女性及び女兒の搾取に対抗するため、国際協力、任意の情報共有及び法的措置等の措置を強化する。

(d) 十分な資源が投入され、必要に応じて警察及び司法部門、法的支援サービス、保健サービス、シェルター、医療及び心理的支援、カウンセリングサービス及び保護といった関連するステークホルダーによる効果的かつ協調的な行動が含まれる、あらゆる形態の暴力及びその他の形態の虐待の被害者、特により弱い立場にある移民の女性及び女兒・子供に対する包括的、協調的、分野横断的、言語的及び文化的に利用可能で、持続的な、多部門にわたるサービス、プログラム及び対応を構築、強化及び促進する。また、リファラルシステムを改善し、女兒が被害者である場合には、そうしたサービス、プログラム及び対応が子供にとっての最善の利益を考慮したものであることを確保する。

(e) ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントを促進するため、国内本部機構を強化し、そこに資源を割り当てる。

23. ジェンダー平等並びにあらゆる分野における全ての女性及び女兒のエンパワーメントを実現するため、とりわけ次のような方法によって、否定的なジェンダー規範、差別的な社会意識、並びに悪影響を及ぼす社会的及び文化的行動パターンを変革し、男女間に根強く存在する構造的に不平等な力関係を撤廃する。

(a) 女性及び女兒が男性及び男児に従属するものとみなされている、個人、構造及び組織レベルにおける不平等な力関係を、全ての公的、私的及びデジタル領域並びに人的交流範囲において防止及び撤廃するため、否定的なジェンダー規範、固定観念及び差別的な社会意識を変革することを目指した、適切な法律、改革及び国内政策を立案、実施、監視及び評価する。特に、女性及び女兒に対する暴力、つまりポルノ製品及び子供に対する性的虐待に関する製品を存在させ続けるためにメディアが利用されていることについて取組を行う。

(b) 市民社会組織を含む関連する全てのステークホルダーと協力し、男性及び男児並びに女性及び女兒を巻き込み、非差別的で、文化的に適切な、ジェンダーに配慮した男女の描写を促進する。それを、固

定観念並びにデジタル環境におけるものを含む女性及び女兒に対する暴力に異議を唱えそれらを撤廃すること、女性のエンパワーメントを促進するための規制の枠組み及び監視機構を含む措置を策定及び実施することによって行う。

(c) とりわけ、ジェンダーに配慮したデジタルガバナンスの枠組みを通じて、並びに全ての女性及び女兒によるデジタル技術の利用を増やすことにより、ユーザー、コンテンツ作成者、従業員、起業家、革新者及びリーダーとしての女性の参加を強化することで、デジタル面におけるジェンダー格差を解消する。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた参加、社会的対話、説明責任及び国内本部機構

24. とりわけ次のような方法によって、国によるジェンダーに配慮した制度、並びに参加、説明責任及び社会的対話を確保する。

(a) 多様な女性のグループの具体的なニーズを認識した、国による包摂的な開発戦略の策定及び監視に当たって、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのためのジェンダーに関する国内本部機構が一層包摂的かつ効果的に参加することを確保する。そのためには、連携機構のリーダーシップ、付託、地位、並びに協調のための仕組みの人的及び財政能力を強化するなどの方法がある。

(b) 国のあらゆる法、政策及び規制を通じて、プログラム、特に国によるプログラム及びプロジェクトの設計、資源配分、実施、監視、評価及び報告にジェンダーの視点を取り入れる。

(c) ジェンダー平等並びに全ての女性及び女兒のエンパワーメントのため、公共支出のあらゆる部門における計画、予算編成並びに監査及び監視を含む公共財政管理について、ジェンダーに配慮したアプローチを奨励する。

(d) あらゆる段階及びあらゆる領域において、全面的で平等であり、実質的で効果的な参加並びにリーダーシップ及び上位レベルの地位へのアクセスを達成するため、障壁を除去し、全ての女性に経済的エンパワーメントの機会を提供する措置を講じる。

(e) 全ての女性及び女兒の人権及び基本的自由を促進及び保護するに当たって、市民社会及び人権機関並びに民間部門が果たす重要な役割を認識する。市民社会及び民間部門主体と政府との開かれた、包摂的で透明性のある、有意義な関わり及び対話を更に奨励する。

(f) 市民社会組織への有意義な関わり及び支援を強化する。暴行又は虐待が防止され又は迅速かつ適切に捜査され、責任を負うべき者が責任を負うことが確保される、安全で制約のない環境作りにより、ジェンダーの視点を取り入れる。

(g) ジェンダー平等を促進し、包摂的、参加型かつ非差別的であるジェンダーに配慮した自由で公平な選挙プロセスを提供する。

平和で包摂的な社会

25. とりわけ次のような方法によって、女性・平和・安全保障のアジェンダの実施を加速させる。

- (a) 国連安全保障理事会決議第 1325 号 (2000 年) 20 周年の意義、並びに国、地方、地域及び国際レベルにおける女性・平和・安全保障のアジェンダの実施を更に加速させる必要性に留意する。
- (b) 人権侵害及び虐待から全ての女性及び女兒の権利を保護することを確保する。また、回復及び開発プログラム及びサービス、並びに移行期正義及び修復的司法機構を含む法的救済措置への迅速なアクセスを確保する。
- (c) 暴力及び過激主義の防止、並びに激化し長引く武力紛争及び関連する人道的危機に見舞われた地域におけるテロリズムへの対抗を含む、女性・平和・安全保障のアジェンダを実施する取組において、市民社会組織と協力し、女性の適切かつ有意義な参加及びリーダーシップを促進する。
- (d) 再建、平和構築、武力紛争下における平和維持、紛争後の計画、経済復興及び平和の持続において、紛争の予防及び解決における女性の重要な役割、女性のエンパワーメント、資源へのアクセス及び管理並びに女性・平和及・安全保障のアジェンダの実施に関する意思決定に対する体系的な関心、認識及び支援を確保する。
- (e) 必要に応じて、地域、国及び地方レベルにおいて、仲介者、交渉人及び応答者を含む平和を構築する者としての女性の能力及びリーダーシップを向上させる。
- (f) 武力紛争の影響を受けた地域を考慮しつつ、関連するジェンダーに配慮した政策、プログラム及びサービス、とりわけ保健サービス及び社会保護の企画立案及び実施時を含め、防止、保護及び社会復帰を通じて、国内避難民の女性及び子供が特に脆弱な立場にあり異なるニーズを持つことに、国家が取り組む措置を講じるよう奨励する。

環境保全、気候変動、レジリエンス構築

26. 環境保全、保護及び修復にジェンダーの視点を取り入れ主流化する。気候変動、特に太平洋の島国及びその他の低地国が直面している危機は、遊牧文化を持つ国を含め、全ての女性及び女兒に独自の大きな影響を与えること、女性及び女兒は気候の影響に対してより脆弱な可能性があることを考慮しつつ、とりわけ次のような方法によって、ジェンダーに配慮した気候に関する行動、災害リスク低減及びレジリエンス構築を促進する。

- (a) 持続可能な開発のための海洋、海及び海洋資源の保全及び持続可能な利用、災害リスクの低減、自然災害に対する人道的対応、レジリエンス構築、環境及び自然資源の管理及びガバナンス、並びに気候変動を含む、環境を守る取組並びに環境の保全、保護及び修復に関連する政策及びプログラムへのジェンダーの視点の取入れにおいて、知識を持つ者及び変化の担い手としての女性の積極的な役割を促進する。その際は、政策立案及び意思決定のあらゆるレベルにおいて、女性が全面的かつ平

等にリーダーシップを取って参加する。また、関連する国際合意と整合性のある形で女性の土地、水、クリーンエネルギーその他の自然資源へのアクセスを推進することを含め、気候変動によって生じた、全ての女性及び女兒にとっての課題に取り組む。

(b) 教育及び自然資源の持続可能な利用を通じて、気候変動に対する女性及び女兒のレジリエンス並びに意思決定への参加を強化する。海洋及び海洋資源の持続可能な利用を含む、環境保全に関連する政策及びプログラムにジェンダーの視点を更に取り入れる。パリ協定に則り、気候変動に対する緩和、適応及びレジリエンス並びに環境保全活動に、女性及び女兒がリーダーシップを取って全面的に参加することを確保する。

(c) 気候変動による悪影響に対応し、それから回復するための女性及び女兒のレジリエンス及び適応能力を支えるため、気候変動に対する緩和及び適応に関する、ジェンダーに配慮した戦略を採用及び実施する。必要不可欠なインフラ及び気候に配慮した農業技術、クリーンエネルギーに適切な融資及び技術、人道支援、食糧及び栄養、安全な飲料水及び衛生、廃棄物管理、保健サービス、教育訓練、十分な住宅及び働きがいのある人間らしい仕事、社会保障、並びにジェンダーに配慮した予報及び早期警告システムへの平等なアクセスなどを通じて行い、特に僻地及び農山漁村の女性に焦点を当てる。

(d) 仙台防災枠組 2015–2030 に沿い、平等かつ完全な参加及びリーダーシップを促進する戦略及び機構を通じて、また、包括的な災害リスク低減及び管理の取組についてのジェンダーに配慮した計画、実現、実施、監視及び評価、並びに自然災害を含むあらゆるレベルでの気候変動による災害に起因する緩やかに進行する現象への人道的対応において、全ての女性及び女兒が抱える具体的なニーズを特定し、それに取り組む。

(e) 環境保全と人権の保護との間の相乗効果について更に調査する。女性及び子供、特に障害のある女性、高齢の女性及び女兒に不均衡に影響を与える、環境及び健康に関するジェンダーに固有の危険について土台となる証拠及び意識を強化する。先住民及び地方のコミュニティに属する女性の知識及び慣習の保護及び維持に、特に注意を払う。

データ及び統計

27. とりわけ次のような方法によって、国によるジェンダーに配慮した統計システム並びにデータの収集、分析及び利用を強化する。

(a) 関連する全てのステークホルダーと連携し、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ並びに北京宣言及び行動綱領に対する、国によるフォローアップ及びレビューに、ジェンダーに配慮したアプローチを取り入れる。これには、性別、年齢、所得その他の国の状況に関連する特性ごとに分けられる、質が高く、信頼できる、適時のデータの設計、収集、アクセス及び一般への周知のための国による統計能力を強化する、ジェンダー格差の理解を強化し、進捗状況測定のためイノベーション及び技術によってもたらされる機会を活用するため、質的及び量的アプローチを混合した調査方法を促進するといった方法がある。

(b) データリポジトリ並びに国家間の技術的及び財政的な協力等を通じて、ジェンダー統計の収集、分

析、報告執筆、周知及び利用、並びに情報管理及び連携を改善するため、国及び国際レベルの基準、方法及び指標の開発及び強化を続ける。北京宣言及び行動綱領の実施に当たって、また、持続可能な開発のための 2030 アジェンダのジェンダーに配慮した実施に当たって、進捗状況測定のためイノベーション及び技術によってもたらされる機会を活用する。

連携及び地域協力

28. 国際的及び地域的な協力及び連携を促進するため、とりわけ次のような方法によって、関連する全てステークホルダーを巻き込む。

- (a) ジェンダー平等並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントを達成するには、約束(コミットメント)を実施するための国によるオーナーシップ、リーダーシップ及び能力向上が不可欠であることに留意しつつ、南北、南南、北北及び三者間協力、並びに責任ある官民連携を強化するよう加盟国に求める。
- (b) 先進国に対し、開発目標と指標を達成するためそれぞれの政府開発援助の約束(コミットメント)を完全に実施するよう要請する。
- (c) 国際社会及び関連する全てのステークホルダーに対し、持続可能な開発目標、特にジェンダー平等に関する目標5と、関連する政府間及び国連の特別セッション、会合、会議及びサミットにおいて合意された、その他のジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関連した開発目標及び基準指標を達成するために政府が取組を行うに当たって、政府からの要請に応じた支援財源の提供を求める。

29. 必要に応じて国連女性機関 (UN Women) 等の関連国連機関と協力し、次のような措置を講じるよう委員会事務局長に要請する。

- (a) 北京宣言及び行動綱領、並びに国の適切な関係機関がグローバルな行動綱領を監視及び実施するのを促進し支援する付託に沿った、委員会の作業プログラム中にある本宣言に含まれる約束(コミットメント)の、完全かつ効果的な実施を重視する。
- (b) 多部門にわたる政策、戦略及びプログラムを支援するため委員会の加盟国及び準加盟国間で行われる地域及び準地域における対話及び協力、並びに北京宣言行動綱領及びその後のレビュー結果の実施に当たっての好事例の共有を促進し続ける。
- (c) 委員会の加盟国及び準加盟国に対し、北京行動綱領及び本宣言に含まれる約束(コミットメント)の地域及び国レベルにおける実施に当たって、要請に応じて、女性に関する国内本部機構への技術的支援を含む支援を提供する。
- (d) 北京+25 に関するアジア太平洋閣僚会合におけるレビュー結果を、アジア太平洋地域で持続可能な開発のための 2030 アジェンダを実施するためのロードマップ及び持続可能な開発に関するアジア太平洋フォーラムを含む持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施レビューのための地域における他の主要プロセスの実施において、必要に応じて主流化するに当たり、要請に応じて、委員会の加盟国及び準加盟国を支援する。

- (e) 地域における既存の統計プログラム並びに統計及び質的研修、並びに委員会によるその他の関連プログラムを含む、データ及び統計に関する委員会による関連する活動において、ジェンダーの視点を完全に主流化する。
- (f) とりわけ地域の市民社会と関わる既存の仕組みを通じて、地域の市民社会との連携を強化し続ける。
- (g) 北京行動綱領の更なる実施及び本宣言に含まれる約束(コミットメント)の実施について、委員会の加盟国及び準加盟国により、地域における進捗状況のレビューを行うため、市民社会がオブザーバーとして参加し、経済社会理事会の適切な付託に従って、地域における政府間会議を 2024 年に招集する。
- (h) 本宣言を、第 64 回女性の地位委員会及び第 76 回アジア太平洋経済社会委員会に提出する。